

1 委託業務名

幕張新都心版 MaaS 移動実態調査等業務委託

2 趣旨・目的

幕張新都心は、先導的中核施設である幕張メッセの設置をはじめ、業務研究ビル、教育・研究施設や、ホテル・商業の誘致及び住宅整備の推進などにより、「職・遊・学・住」の複合機能の集積が進み、就業者・居住者・就学者及び新都心への来訪者を合わせると現在日々約 23 万人の人々が活動するまちとなっている。

本市では、幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現することを目的とした「幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」が設立され、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、持続可能な都市づくりを推進している。

本業務は、新たなモビリティサービスと既存公共交通及び他分野サービス（商業、宿泊、観光、物流、医療、行政サービスなど）を一体的に提供する MaaS の幕張新都心での導入を見据え、現状の移動実態を調査し、必要とされる様々なニーズを把握するものである。

また、MaaS を提供するためには、交通事業者をはじめとする各主体が、それぞれ有する情報を他者が利用できる形式でデータとして整備したうえで提供等を行い、幕張新都心版 MaaS に参画する主体間での連携が必要であることから、そのデータの整理を行うものである。

※コンソーシアムについては、下記参照。

https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/makuharisintosin_mobilityconsortium.html

3 委託期間

契約締結の翌日から令和 4 年 3 月 25 日まで

4 業務内容

(1) 移動実態調査

本調査は、新たなモビリティサービスの社会実装に向けた検討や実証を実態に即した有意義なものとするため、J R 京葉線海浜幕張駅を中心とした移動実態を調査・把握するものであり、その結果はコンソーシアムでの検討材料として資するものであることとする。

①調査準備

本業務を遂行していく上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い、業務全体の画を立案するとともに、調査計画書を作成する。

②移動実態の調査

J R 京葉線海浜幕張駅を起終点とした公共交通等の利用者に対して、アンケート等によりその実態を調査する。

調査日及び調査時間帯は、千葉市と協議のうえ検討すること。

また、調査項目は以下の例を参考として、千葉市と協議のうえ検討すること。

- ・利用者属性
- ・移動日時
- ・移動の出発地と到着予定地
- ・移動手段、目的
- ・幕張新都心における移動ニーズ

調査方法やサンプル数等について、予算の範囲内で可能な方法を提案すること。

③分析

②の結果を基に、移動実態の傾向や移動ニーズの特徴等の分析を行う。

(2) 幕張新都心版 MaaS を見据えた関連データ調査

本調査は、幕張新都心版 MaaS における関連データを洗い出し、整理することを目的とする。調査にあたっては、コンソーシアムと連携し、必要に応じて会の参加やコンソーシアム会員以外へのヒアリングを実施することとする。

①調査準備

本業務を遂行していく上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い、業務全体の計画を立案するとともに、調査計画書を作成する。

準備にあたっては、MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver2.0（令和3年4月9日改訂）を参考とすること。

②関連データの調査

公共交通等関連データ、MaaS 予約・決済データ、移動関連データ及び関連分野データにおいて、幕張新都心に関連する企業（団体）が有するデータ項目、形式、提供・連携可否やデータ整備における課題等の状況を調査する。

また、コンソーシアムとの連携が必要な内容について、提案すること。

③分析

②の結果を基に、関連データの現況を整理するとともに、特徴や課題の分析を行う。

5 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、総括責任者及び業務実施責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(2) 契約後の業務

契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、委託業務の細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。

(3) 情報の提供

千葉市は、契約締結後に、必要に応じてこれまでに蓄積した基礎データ等を受注者に開示できるものとし、受注者はこれを最大限に活用できる。

(4) 業務の再委託について

- ① 受注者は、全ての業務を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に千葉市の承認を得なければならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、千葉市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(5) 個人情報等の保護

- ① 受注者は、本業務で知りえた個人情報や、千葉市の事務に関する機密事項を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。本業務委託が終了した後も同様とする。
- ② 業務遂行にあたり、必要となる資料等については、千葉市が妥当と判断する場合のみ受注者に提供する。なお、提供を受けた資料等については、複製・複写を禁ずるとともに、本業務委託終了後に返却するなど、取扱いに十分注意することとする。

6 成果品、納期、業務の完了

(1) 成果品

事業実績報告書 5部

Microsoft Word 若しくは Microsoft Excel、Power Point 等で作成し、CD-ROM でも1枚納品すること。なお、納入時期については、その都度千葉市と協議を行うこと。

(2) 納入場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所5階 千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

(3) 業務の完了

本業務の完了は、所定の業務を行い、その成果品を提出して検査を受け、合格したときとする。

7 権利関係

(1) 本業務に基づき作成される成果品等の取扱い

- ① 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て千葉市に帰属する。
- ② 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利（著作権）を、千葉市に無償で譲渡するものとする。なお、千葉市の書面による事前の同意を得なければ、同法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。
- ③ 受注者は本業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、千葉市の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費はすべて受注者の負担とする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ② ①にかかわらず、千葉市がその方法を指定した場合は、その限りではない。

8 その他

- (1) 受注者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況については、千葉市担当者に適宜報告すること。
- (2) 業務の遂行に起因し、第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合には、受注者において損害賠償、または苦情処理の措置を講ずること。
- (3) 本業務に適用する基準等は、その適用過程を明らかにするとともに、その出典について明記するものとする。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、千葉市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、千葉市は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。